

# 地方税制参考資料

総務省自治税務局

# 目 次

## 〔車体課税〕

- 環境性能割の税率区分の見直し（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し（案）・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化（案）・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 〔納税環境整備〕

- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化（案）・・・・・・・・・・・・ 4
- ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応（案）・・・・・・・・・・ 5

## 〔主な税負担軽減措置〕

- 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設（案）・・ 6
- 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）・・・・・・・・・・・・・・ 7
- バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設（案）・・ 8
- 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長（案）・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 〔航空機燃料譲与税〕

- 航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の延長（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 環境性能割の税率区分の見直し（案）

- 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。
  - 2035年(令和17年)までの乗用車新車販売に占める電動車の割合を100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。
- ※ 税率区分を段階的に引き上げること等を踏まえ、次回の見直しは3年後(令和8年度)とする。

## 自家用乗用車

### 【現行（令和3、4年度）】

### 【改正案（令和5～7年度）】※令和5年12月末までは現行の税率区分を据置き

車種		現行		見直し後(R6.1～)		見直し後(R7.4～)	
	税率区分	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車	登録車	軽自動車
電気自動車等※	非課税	達成度要件なし		達成度要件なし		達成度要件なし	
ガソリン車、 石油ガス車、 ディーゼル車	非課税	2030年度燃費基準 <b>85%</b> 達成～	2030年度燃費基準 <b>75%</b> 達成～	2030年度燃費基準 <b>85%</b> 達成～	2030年度燃費基準 <b>80%</b> 達成～	2030年度燃費基準 <b>95%</b> 達成～	2030年度燃費基準 <b>80%</b> 達成～
	1%	<b>75%</b> 達成～	<b>60%</b> 達成～	<b>80%</b> 達成～	<b>70%</b> 達成～	<b>85%</b> 達成～	<b>75%</b> 達成～
	2%	<b>60%</b> 達成～		<b>70%</b> 達成～		<b>75%</b> 達成～	
	3% (軽は2%)	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成		上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成		上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成	

※ 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車(登録車のみ)

注1 現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求。

2 クリーンディーゼル車に対する令和4年度における経過措置(2030年度燃費基準60%達成～: 非課税)を令和5年12月末まで延長。

※営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

## 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し(案)

- 環境性能割の見直しと併せて、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。

※ 令和5年4月1日施行。

### 自家用乗用車（登録車）

特例割合		適用対象車
軽課	75%軽減 (取得翌年度)	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
重課	15%重課	ガソリン車(13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車(11年超)

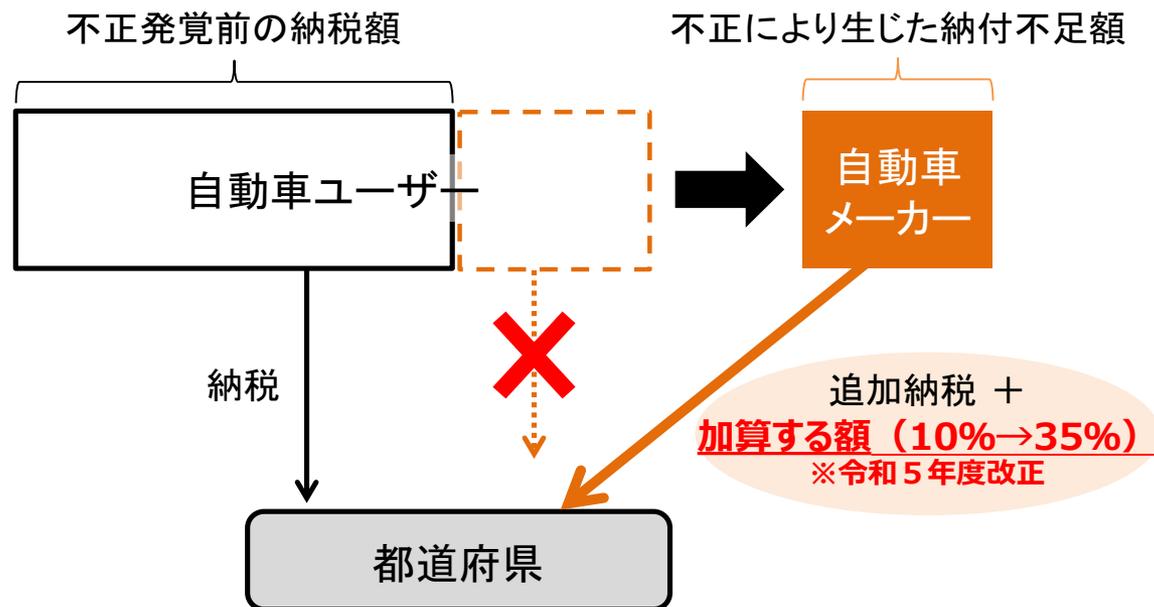
※ 営業用乗用車について、適用期限を3年延長した上で、軽課の適用対象車を段階的に重点化する。

# 燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化(案)

- 令和4年3月以降発覚した、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費・排ガス試験不正は、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいもの。
  - 税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げる。
- ※ 本改正は、令和6年1月1日以後に取得された自動車等に対して課する環境性能割等について適用する。

## 賦課徴収の特例制度

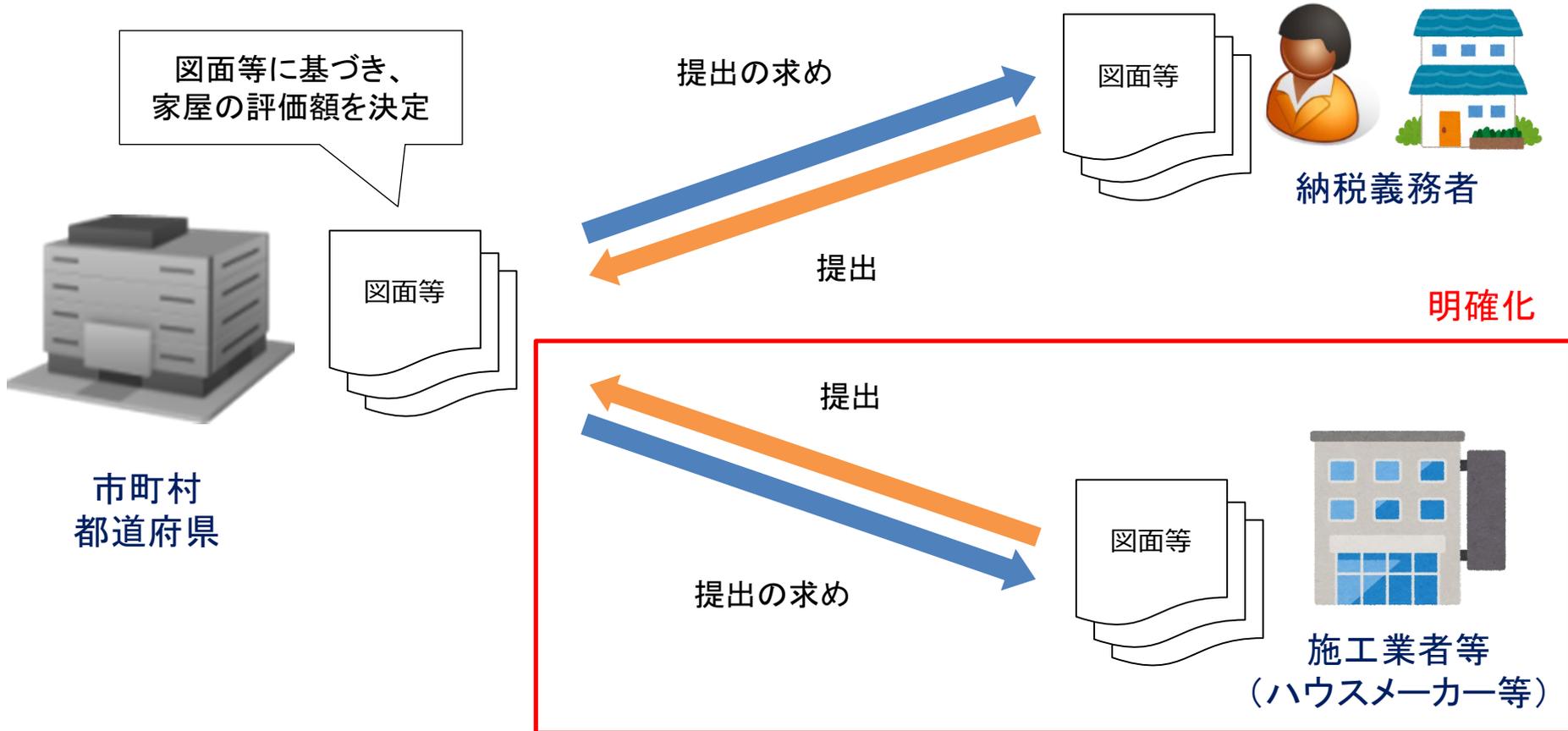
※自動車メーカー等の不正により納付不足額が生じた場合



# 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化(案)

- 市町村及び都道府県は、家屋の評価額の決定に当たり、質問検査権に基づき、評価に必要な図面等を取得しているところ。
- 固定資産税及び不動産取得税に係る質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者等からも図面等を入手することができることを法令上明確化する。

※ 令和6年4月1日施行

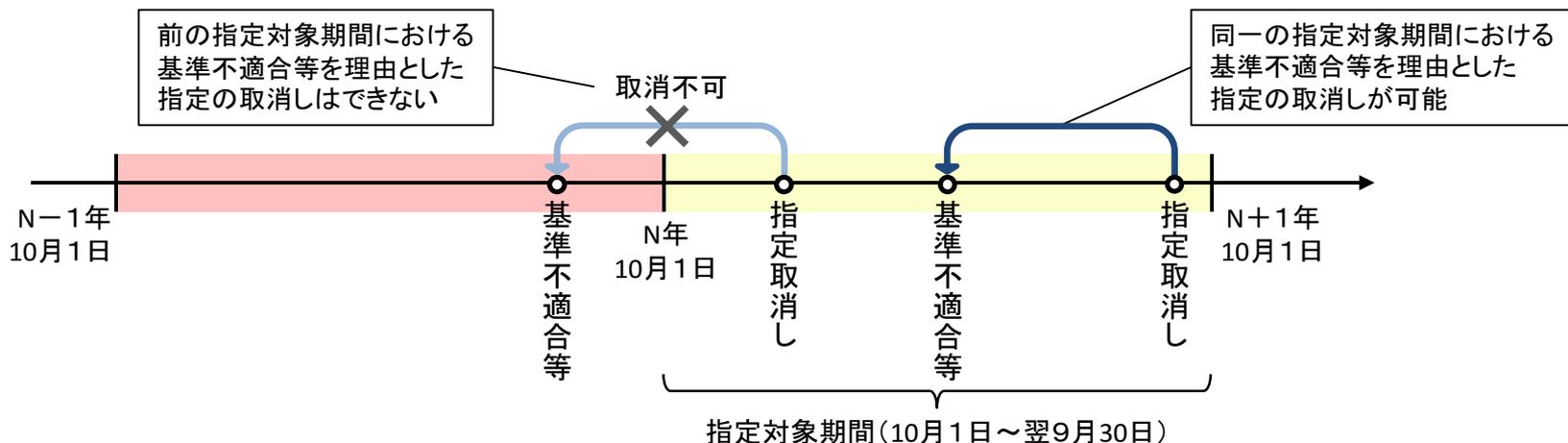


# ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応(案)

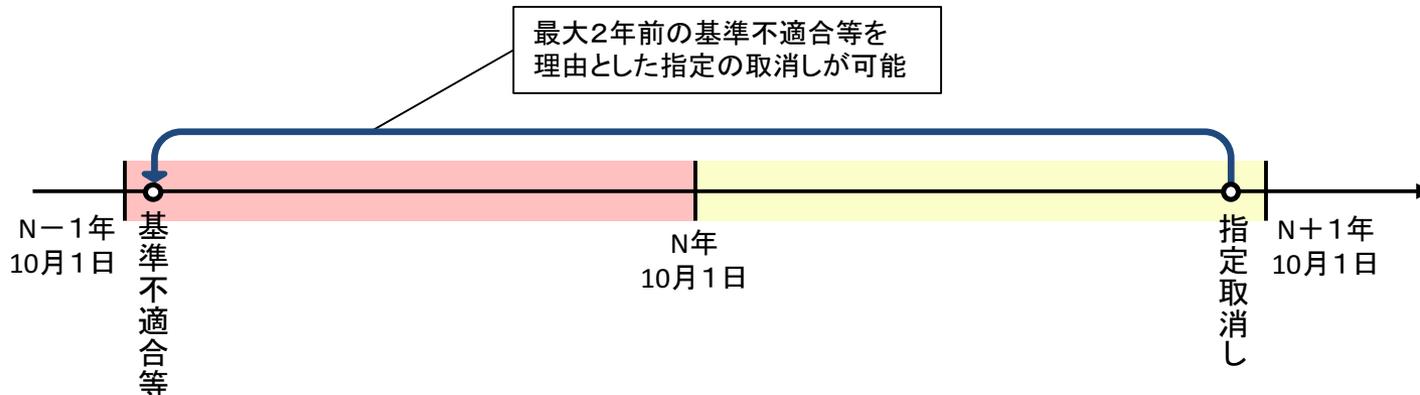
○ これまで複数件の指定取消事案が生じていることを踏まえ、制度の適正な運用を図る観点から、2年前の基準不適合等にまで遡って取消事由とすることを可能とする。

※ 地方団体が令和5年4月1日以後に基準に適合しなかった場合等について適用。

【現行制度】 現指定対象期間内の基準不適合・虚偽報告等を理由に指定取消し



【改正案】 取消し前2年間ににおける基準不適合・虚偽報告等を取消事由とできるようにする



# 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設(案)

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

## 1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

## 2. 特例率

1 / 2（最初の3年度分）

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合 1 / 3（最初の5年度分※）

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

## 3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）

## 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設（案）

### 特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額\*する。

#### 【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
  - ・ 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
  - ・ 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

\* 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

# バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における 変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設(案)

地域公共交通の確保に取り組む一般乗合旅客自動車運送事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。

## 1. 対象資産

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地(当該充電設備等による充電に要する土地を含む。)

※ 地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

## 2. 特例率

1 / 3 (最初の5年度分)

## 3. 適用期限

令和10年3月31日まで(5年間)

## 4. その他

国土交通省において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)を改正し、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業を位置づける予定であり、同法の改正法の施行日から施行。

# 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長(案)

## 改正案 (概要)

- 側方衝突警報装置を搭載したトラックについて、自動車税環境性能割の特例措置を延長する。
- 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バスについて、自動車税環境性能割の特例措置の対象に追加する(拡充)。

## <措置内容>

対象車両	搭載装置	措置期間	取得価格からの控除額
バス / 車両総重量3.5t超のトラック・トラクタ	衝突被害軽減ブレーキ	R5.4.1～R7.3.31	<b>175万円控除</b>
車両総重量8t超のトラック・トラクタ	側方衝突警報装置	R5.4.1～R6.4.30 <sup>※</sup>	<b>175万円控除</b>
	上記2装置搭載		<b>350万円控除</b>

※ 側方衝突警報装置又は2装置搭載の場合の特例は、側方衝突警報装置の義務化(R6.4.30)まで適用可能

## 側方衝突警報装置

左側方の自転車を検知し、左折時の衝突の可能性がある場合に視覚及び音により運転者に警報し、左折巻き込み事故を予防するための装置

### <主な制動要件>

ドライバーに警報



視覚及び音による警報

接近する自転車を認識



時速30km/h以下で走行中、左側方を走行中の自転車を検知できること

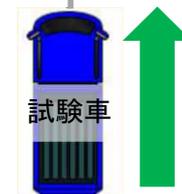
## 歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキ

前方の障害物(車両や歩行者)との衝突を予測して警報し、衝突軽減のために制御する装置

### <主な制動要件>



衝突しないこと



20km/h



高さ  
115cm

6歳児相当

## 航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の延長（案）

- 令和5年度税制改正において、航空機燃料税の税率が下の表のとおり見直されることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

※ 令和5年4月1日施行

					令和5年度税制改正		
	本則	H23年度 ～ R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 ・ R6年度	R7年度 ・ R8年度	R9年度
航空機燃料 税率	26,000円/kℓ	18,000円/kℓ	9,000円/kℓ	13,000円/kℓ	13,000円/kℓ	15,000円/kℓ	18,000円/kℓ
譲与割合	13分の2	9分の2	9分の4	13分の4	13分の4	15分の4	9分の2
地方への 譲与分	4,000円/kℓ						

（参考）航空機燃料譲与税の配分割合

空港所在市町村（128団体） 譲与額の4/5  
 空港所在都道府県（37団体） 譲与額の1/5

（着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与）